②他の企業年金ありの場合（令第11条第２号に該当する者）

事業主掛金 ＼ 加入者掛金	0円	1円～5,000円	5,001円～10,000円	10,001円～12,749円	12,750円
0円					
1円～5,000円					
5,001円～10,000円					
10,001円～12,749円					
12,750円					
12,751円～20,000円					
20,001円～25,499円					

（備考）

１．企業型年金加入者掛金を導入している場合に限り記載すること。

２．事業年度末の状況について記載すること。

附　則

この省令は、平成二十四年１月１日から施行する。

○農林水産省令第六十一号

農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）及び農林水産省組織令（平成十二年政令第二百五十三号）並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）を実施するため、農林水産省組織規則及び農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

農林水産省組織規則及び農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部を改正する省令

（農林水産省組織規則の一部改正）

第一条　農林水産省組織規則（平成十三年農林水産省令第一号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の前の見出しを削り、同項を附則第四項とし、同項の前に見出しとして「（市場経営指導官等の設置期間の特例）」を付し、附則第二項の次に次の一項を加える。

（大臣官房検査部検査課検査官、上席検査官、次席検査官及び検査情報分析官の所掌事務の特例）

３　農林水産省組織令附則第二条第二項の場合における第十六条第二項から第五項までの規定の適用については、同条第二項中「という。）」とあるのは「という。）並びに株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立入検査」と、同条第五項中「協同組合等検査」とあるのは「協同組合等検査及び株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に対する立入検査」とする。

（農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令の一部改正）

第二条　農林水産省の職員が検査の際に携帯する身分証明書の様式を定める省令（平成十四年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

本則に次の一号を加える。

十七　株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成二十三年法律第百十三号）第四十二条第一項

附　則

この省令は、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行の日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第六十一号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二十条第一項、第二十一条第一項及び第三項並びに第二十五条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく費用負担調整機関に関する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月二十八日

経済産業大臣　枝野　幸男

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく費用負担調整機関に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（指定の申請）

第二条　法第十九条第一項の規定により調整機関の指定を受けようとする者（以下「指定申請者」という。）は、様式第一による申請書に次の書類を添えて経済産業大臣に提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　次に掲げる指定申請者の区分に応じ、当該各号に定める書類

イ　一般社団法人　社員の氏名及び略歴（社員が法人である場合は、その法人の名称）を記載した書類

ロ　一般財団法人　評議員の氏名及び略歴を記載した書類

ハ　株式会社　発行済株式総数の百分の五以上の株式を有する株主の氏名又は名称、住所及びその有する株式の数を記載した書類

三　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

四　調整業務の実施に関する計画及び費用の見込みを記載した書類

五　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

六　役員の氏名及び略歴を記載した書類

七　役員及び職員の配置の状況並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書類

八　現に行っている業務の概要を記載した書類

九　役員が法第十九条第一項第五号イ及びロに該当する者でない旨を誓約する書類

２　経済産業大臣は、前項各号に掲げるもののほか、指定申請者に対し、指定のために必要な書類の提出を求めることができる。

（変更の届出）

第三条　調整機関は、法第十九条第四項の規定による届出をしようとするときは、様式第二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（調整業務規程の記載事項）

第四条　法第二十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　調整業務を行う時間及び休日に関する事項

二　調整業務を行う事務所に関する事項

三　交付金の交付及び納付金の徴収の方法に関する事項

四　納付金の管理の方法に関する事項

五　法第十八条の規定により政府が講ずる予算上の措置に係る資金の管理の方法に関する事項

六　調整機関の役員の選任及び解任に関する事項

七　調整業務に関する秘密の保持に関する事項

八　調整業務に関する帳簿及び書類の管理及び保存に関する事項

九　前各号に掲げるもののほか、調整業務に関し必要な事項